

第3章 基本方針と基本政策

1 基本方針

将来にわたって工業用水道の供給を安定的に持続するとともに、取り巻く環境の変化に的確に対応し、中長期的な視点に立った事業経営を行うため、『安定供給』、『持続可能』の二つを基本方針として定め、それに基づく4の基本政策、10の具体的施策により積極的に取り組みます。

安全で安定した供給体制づくり

工業用水を安全で安定的に供給するため、老朽化した施設を今後の水需要に応じ、最適な規模で計画的に更新するとともに、災害発生時に迅速な対応を行うためユーザーとの情報共有を密にする取組を推進します。

効率的で持続可能な工業用水道づくり

遊休資産の売却や保有資産の最適化及び民間活力の導入を推進することで経営基盤の強化を図るとともに、これまで培ってきた技術・技能を組織内で継承、向上させることで、持続性のある安定した事業運営を推進します。

2 体系図

基本方針 (2)	基本政策 (4)	具体的施策 (10)
1 安全で安定した供給体制づくり	1-1 水源の確保	(1) 水源系統の最適化
	1-2 供給体制の向上	(1) 施設及び管路の最適化 (施設及び管路の統合・ダウンサイジング・廃止)
		(2) 施設の改築・更新及び耐震化の推進
		(3) 管路の更新及び耐震化の推進
		(4) 施設及び管路の維持管理体制の強化
(5) ユーザーとの連携体制の強化		
2 効率的で持続可能な工業用水道づくり	2-1 経営基盤の強化	(1) 効率的な事業の推進
		(2) 民間活力の導入の推進
	2-2 組織力の強化	(1) 人材育成・技術継承の推進
		(2) 機能的な組織体制づくり